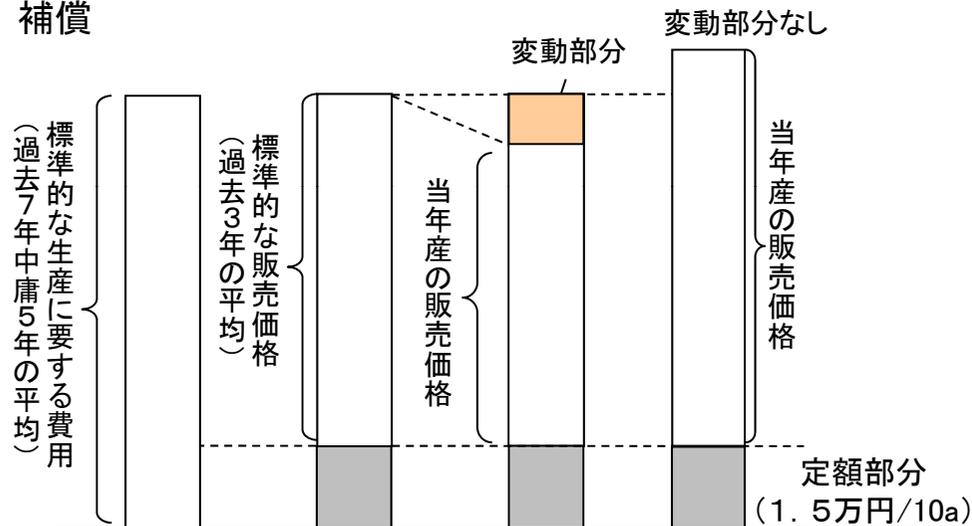


# 戸別所得補償制度のねらい

- 戸別所得補償制度は、食料自給率向上と農業再生のため、国が責任を持って企画・実行すべき制度。22年度のモデル対策では、国が全国一律の単価を設定するとともに、農協等を通さずに、国が直接交付。
- モデル対策の実施状況を踏まえて、畑地帯の麦、大豆等を含めて、戸別所得補償制度を本格実施するに当たっては、国が責任を持って、正確かつ迅速に執行するために、制度設計を行う国と、執行を担当する現場組織とは、同一の指揮系統に置かれる必要。

## 米のモデル事業

- 交付対象者は、米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農
- 米価変動に対応し、国が「標準的な生産に要する費用」を補償



定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

## 自給率向上事業

- 交付対象者は、水田において麦・大豆等の生産を行う販売農家・集落営農
- 自給率向上のカギとなる麦、大豆等の戦略作物について、水田での作付面積に応じ、主食用米並の所得が得られる水準を全国一律単価で交付
- 捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円